

総社市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第40号

総社市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

総社市税条例等の一部を改正する条例（平成27年総社市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（市民税の減免） 第51条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>（1）納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u> （2）及び（3）略 3 略 （特別土地保有税の減免） 第139条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特</p>	<p>（市民税の減免） 第51条 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>（1）納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u> （2）及び（3）略 3 略 （特別土地保有税の減免） 第139条の3 略 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="219 215 1115 319">定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p data-bbox="174 359 389 391">(2)及び(3)略</p> <p data-bbox="165 395 248 427">3 略</p>	<p data-bbox="1198 215 2094 359">定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p data-bbox="1155 359 1370 391">(2)及び(3)略</p> <p data-bbox="1146 395 1229 427">3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。